

札幌市パーソナルアシスタンス（P A）事業について

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

1 概要

- 重度身体障がい者の長時間介護問題に係る検討を契機として、平成 21 年度に実施した 3 か月間のモデル事業を経て、平成 22 年 4 月から、札幌市独自の介助制度として事業化したもの。
- 重度訪問介護の支給時間数の一部を金銭給付に振り替え、利用者は、その範囲内で地域住民等と直接契約を結び、利用者自身がマネジメントを行いながら必要な介助を受ける仕組みとしている。

2 利用要件等

(1) 対象者

身体障がいにより重度訪問介護の支給決定を受け、かつ、自らもしくは支援者により介助をマネジメントできる者

(2) 支給上限額

重度訪問介護の支給決定時間から P A 制度に移行する時間を決定し、その移行時間に 2,400 円を乗じた額を上限として支給する。

(3) 支給方法

利用実績に応じた実費支給

(4) 利用者負担

原則 1 割負担（障害福祉サービスに準じた月額上限を設定）

※ 障害福祉サービスと P A の利用者負担額を合算し、その額が障害福祉サービスの利用者負担上限月額を超過した場合、超過部分を高額 P A 費として償還払い。

(5) 介助内容

重度訪問介護と同様。ただし、入院時はコミュニケーション支援として利用を可能としている。

(6) 介助者の要件

配偶者（内縁関係・元配偶者を含む）及び 3 親等以内の親族以外の者

※ ヘルパー資格の有無は問わない。

(7) 繰越制度

当月使用できなかった介助費用について、10 万円を限度として、翌月に繰り越し

て使用することができる（平成 24 年 4 月導入）。

(8) 事故時の補償

基本的には利用者・介助者間で解決。最低限の補償として、札幌市が保険契約者となり、介助者に対して損害賠償責任保険及び傷害保険に加入。

(9) 介助報酬の上限設定

札幌市内の居宅介護事業所の平均時給等を参考として報酬の目安を設定。

時間帯	介助者への報酬上限（一時間当たり）	
	交通費を含まない場合	交通費を含む場合
基本（5時～22時）	1,200円まで	1,300円まで
深夜（22時～5時）	1,500円まで	1,600円まで

3 PA制度のメリット

(1) 介助者の自己選択

ヘルパー資格等を必要としないため、地域の方や知人など慣れた介助者から介助を受けることが可能となる。

(2) セルフマネジメントの実現

事業所の都合によらず、障がい当事者自らが必要な介助体制を組み立てることが可能となる。

(3) 介助時間数の延伸

介助者への時給設定によって、これまで以上に介助時間を確保することができる。

4 サポートセンター

(1) 設置経緯

モデル事業では、利用者をサポートする機関がなかったことから、介助者募集の経験がない利用者から面接の方法が分からない、面接段階で住所や電話番号などを教えることが不安との声も多く、利用者支援の機関としてサポートセンターの設置を決定。

(2) 委託先

重度身体障がい者の地域移行を長年推進し、自立生活プログラムとしてボランティアのコーディネート方法や介助者との私的契約に関する支援に取り組んでいた、障がい当事者が代表を務める法人に業務委託。

(3) 支援内容

PA制度の紹介や問い合わせ対応、介助者募集に係る面接・契約のアドバイス、書類作成の支援やチェック、利用者・介助者間のトラブル発生時における解決支援など、きめ細やかな支援を行っている。

5 実施状況

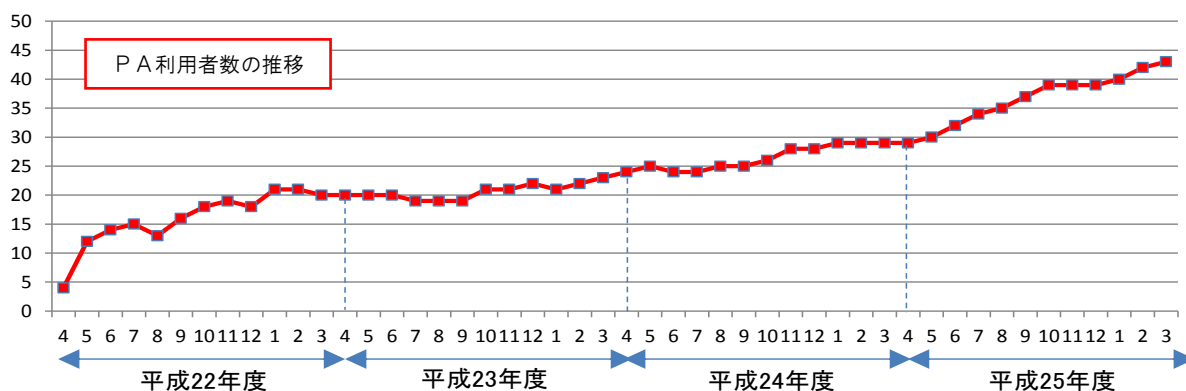
(1) 平成 26 年度予算：153, 943 千円

(2) 利用者：52 名（平成 26 年 12 月）

※ 重度訪問介護利用者 351 名のうち約 15%の方が利用

《参考：利用者内訳（平成 25 年度の P A 利用者 47 名）》

	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	計
男性	1	5	2	5	5	3	2	0	23
女性	0	4	4	3	4	4	4	1	24
計	1	9	6	8	9	7	6	1	47
人数割合	2.1%	19.1%	12.8%	17.0%	19.1%	14.9%	12.8%	2.1%	100.0%



(3) 利用時間（H25 年度実績）

○ 重度訪問介護から P A への平均移行時間：174 時間

○ P A として利用した平均利用時間：271 時間



約 1.5 倍に延伸

(4) 介助登録者：356 名（H25 年度末）※実際の介助契約者は 149 名

※ 利用者一人当たりの介助者数は 3.4 名（最大 10 名）

《参考：介助登録者内訳》

	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	計
男性	0	28	30	21	12	10	5	1	107
女性	2	34	32	59	67	41	12	2	249
計	2(1)	62(26)	62(33)	80(33)	79(27)	51(17)	17(2)	3(0)	356(149)
人数割合	0.6%	17.4%	17.4%	22.5%	22.2%	14.3%	4.8%	0.8%	100.0%
契約割合	50.0%	41.9%	53.2%	41.3%	34.2%	33.3%	11.8%	0.0%	41.9%

6 利用者の声

事 例	家を出て地域で一人暮らしを始めたい！	24 時間介護体制を確保したい！	自らが主体となって生活を考えたい！
利用前	事業所で入ってもらっていた時間以外は家族に頼んでいたが、母も体力がなくなってきたので不安があった。	重度訪問介護と家族介助で介助を行ってきた。家族は仕事もあり、夜中のケアは体力的にも大変。そのほか、家政婦を雇って自費負担で補っていた。	事業所とは派遣時間帯が合わず、生活を妥協せざるを得ない。また、相性の合うヘルパーがいても、辞めてしまうことがあった。
P A 効果	家を出て一人暮らしを実現。家族の介助負担も減り、安心して各々の時間を過ごすことができるようになった。同年代の介助者は気楽に相談もでき、一人暮らし前は我慢していた「外出」という楽しみができた。	介助者は専属制のため、一度慣れてもらえば、安心して家族が就寝することができるようになり、家族負担が軽減した。高額だった自費の家政婦も利用しなくなり、経済的負担も軽減した。	利用者の責任において直接契約を結び生活を組み立てることができ、利用者の意思が強く反映された介助を受けられる。介助者と直接相談をしながら調整を行うことでトラブルが減った。

7 課 題

(1) 対象者要件

居宅介護利用者や児童についても P A 利用を求める声がある。

(2) 介助内容

重度訪問介護で利用が認められていない通学・通所時の利用や、通勤時・職場内介助のほか、補装具などヘルパー以外の福祉制度への適用を求める声がある。

(3) 事務手続き

P A 費用の請求書類や留守番電話運用（介助開始時・終了時にサポートセンター留守番電話にメッセージを録音）などの簡素化を求める声がある。

(4) 介助者の社会保障

より良い人材を確保するため、年金・雇用保険などの介助者に対する社会保障を求める声がある。

8 その他

P A 制度については、現在、重度訪問介護支給決定者のうち肢体不自由の方を対象としている。平成 26 年 4 月から、重度訪問介護が重度の知的障がい・精神障がい者にも拡大されたことをふまえ、本事業における対象者拡大を検討中。行動障がいのある方やご家族へのアンケート調査を行うなど、所要の検証を行っているところ。